

事務連絡
令和2年4月13日

都道府県・指定都市・中核市
動物愛護管理主管部（局）御中

環境省自然環境局総務課動物愛護管理室

出勤者7割削減の実現等について（要請）

日頃より動物愛護管理行政の推進につきまして、ご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記について、別添のとおり関係団体宛に連絡しましたので、御了知いただきますとともに、動物取扱業者等において感染拡大防止等のために必要な配慮がなされるよう、それぞれの地域の実情を踏まえて、適切な御対応をお願いいたします。

事務連絡
令和2年4月13日

(公財) 日本動物愛護協会 御中
(公社) 日本動物福祉協会 御中
(公社) 日本愛玩動物協会 御中
(公社) 日本獣医師会 御中
(一社) 日本動物看護職協会 御中
中央ケネル事業協同組合連合会 御中
(一社) ジャパンケネルクラブ 御中
(一社) 全国ペット協会 御中
(公社) 日本動物園水族館協会 御中
(公社) 日本動物病院協会 御中
(一社) 日本ペット用品工業会 御中
(一社) ペットフード協会 御中
(一社) 優良家庭犬普及協会 御中
(一社) 日本ペットサロン協会 御中

環境省自然環境局総務課動物愛護管理室

出勤者7割削減の実現等について（要請）

日頃より動物愛護管理行政の推進につきまして、ご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和2年4月7日付で、改正新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項の規定に基づき緊急事態宣言が発出されました。同日に変更された新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針において、「接触機会の低減に徹底的に取り組めば、事態を収束に向かわせることが可能であり、以下の対策を進めることにより、最低7割、極力8割程度の接触機会の低減を目指す」こととされています。

つきましては、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（新型コロナウイルス感染症対策本部決定。令和2年4月11日変更）（参考資料1参照）や、厚生労働省ウェブサイト（参考資料2参照）等を御参考いただき、下記のとおり更なる感染拡大防止策の実施について、貴団体及び緊急事態宣言対象区域内の事業者の皆様にご理解、ご協力をお願いするとともに、対象区域以外の事業者におかれてもできるだけ必要な取組を進めていただけるよう所属会員等に広く周知をお願い申し上げます。

記

1. 出勤者の削減について

- ① オフィスでの仕事は、原則として自宅で行えるようにすること

- ② どうしても出勤が必要な場合も、ローテーションを組むことなどによって、出勤者の数を最低7～8割は減らすこと
- ③ 出勤する者については、時差通勤を行い、社内でも人の距離を十分にとること
- ④ 取引先などの関係者に対しても、出勤者の数を減らすなどの上記の取組を説明し、理解・協力を求めること

なお、生活必需物資の供給など、国民が必要最低限の生活を送るために不可欠なサービスを提供する事業者にあつては、令和2年4月9日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を踏まえた事業者における配慮事項等について（依頼）」等を踏まえ、上記に関わらず、「三つの密」を避けるための取組など十分な感染防止策を講じつつ、飼養・保管する動物の健康・安全の保持等配慮した上で、各事業者の業務継続計画等を踏まえて可能な範囲で、出勤者7割削減に取り組んでいただくようお願いいたします。

2. 繁華街の接客を伴う飲食店等への外出自粛について

緊急事態宣言の対象区域か否かを問わず、繁華街の接客を伴う飲食店等への外出自粛を行うこと。

(参考資料1) 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針
令和2年3月28日付(令和2年4月11日変更)
新型コロナウイルス感染症対策本部決定
https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon_h_0411.pdf

(参考資料2) 厚生労働省ウェブサイト

<新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」(3月19日)> 多くの人に参加する場での感染対策のあり方の例(p. 19)

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000610566.pdf>

(新型コロナウイルスについての相談・受診の目安)

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000596905.pdf>

(新型コロナウイルスの集団感染を防ぐために)

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000601720.pdf>

(新型コロナウイルスに関するQ&A(企業の方向け))

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_ga_00007.html

(新型コロナウイルス感染症について(厚労省HP))

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

(感染症対策へのご協力をお願いします(チラシ))

<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>

<電話相談窓口について>

○厚生労働省の電話相談窓口

- ・電話番号: 0120-565653(フリーダイヤル)
- ・受付時間: 9時00分~21時00分(土日・祝日も実施)
- ・聴覚に障害のある方をはじめ、電話での御相談が難しい方に向けて、FAX(03-3595-2756)でも受付を開始しております。

○都道府県・保健所等による電話相談窓口

各都道府県が公表している新型コロナウイルスに関するお知らせや、保健所等による電話相談窓口については、リンク先にて、随時情報を更新しています。ぜひご確認ください。

https://www.kantei.go.jp/jp/pages/corona_news.html (首相官邸HP)

<https://corona.go.jp/action/> (内閣官房HP)

○帰国者・接触者相談窓口一覧

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html